

**第4期阿久比町高齢者保健福祉計画
(老人保健福祉計画・介護保険事業計画)**

平成 21 年 3 月

阿久比町

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 第 4 期計画のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第 2 章 高齢者を取り巻く現状

- 1. 高齢者等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 介護保険サービスの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. 高齢者保健福祉サービスの現状・・・・・・・・・・・・・・ 15

第 3 章 計画の目標

- 1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第 4 章 計画の基本方針

- 1. 健康長寿社会の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 1－1 健康づくり等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 1－2 生きがい対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - 1－3 就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2. 介護予防事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - 2－1 地域包括支援センターの充実・・・・・・・・・・ 34
 - 2－2 介護予防サービスの充実・・・・・・・・・・・・ 35
- 3. 要介護者対策事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - 3－1 介護保険サービスの適正な利用・・・・・・・・ 36
 - 3－2 サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

3-3	福祉サービス等の充実	39
3-4	認知症高齢者対策事業の推進	40
3-5	低所得者対策	41
3-6	高齢者虐待防止対策の充実	42
4.	安全で安心なまちづくり	43
4-1	生活環境の整備	43
4-2	地域包括ケアシステムの構築	44
	実施事業一覧	45

第5章 計画の基本目標

1.	介護給付等対象サービス見込み量推計の手順	47
2.	高齢者等の将来推計	48
3.	サービス必要量の推計	51

資料編

	阿久比町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会設置要綱	59
	阿久比町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員名簿	61

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

本町では高齢化率が20%を超え、平成20年度には21.2%となり、町民の5人に1人が高齢者という状況になっています。今後も、団塊の世代が高齢期を迎えるなど、高齢者人口が増加することが予想されます。

本町では、これまでに高齢者ができる限り長く、健やかに暮らせるように、介護保険サービスの充実をはじめ、高齢者保健や高齢者福祉サービスの充実に努めてきました。

平成12年4月にスタートし、平成21年度には第4期を迎える介護保険制度は、高齢者人口の増加と制度の定着と相まって、サービス利用者も増加し続けています。

第3期計画では、要介護者の増加や悪化を防ぐため、介護予防を中心とした予防重視型システムへの転換を目指し、新予防給付や地域支援事業の実施、地域密着型サービスの創設、阿久比町地域包括支援センターの設置等の制度改正を行いました。

現行計画の達成状況や課題を明確にし、医療等の関連制度の改正といった新たな課題へ対応するため、高齢者に対する総合的な保健福祉計画として、本計画を策定します。

2. 第4期計画のポイント

第4期の計画における重要なポイントには、以下の点が挙げられます。

①療養病床の転換

平成23年度末までに介護療養型医療施設を廃止するとともに、医療療養病床の大幅な削減が国により検討されています。こうした療養病床の再編成は、医療の必要性の低い患者が利用している療養病床を介護老人保健施設等に転換するもので、県の医療費適正化計画においてももうたわれている施策です。県の地域ケア体制整備構想や他の医療計画等とも整合性をとりながら、療養病床の円滑な転換を図るため、計画期間中の年度ごとに施設種別ごとの必要定員総数を定めるとともに、受け皿づくりなどの地域ケア体制を整備していくことも必要となります。

②介護費用の適正化

住民が負担する介護保険料や税金が真に要介護等認定者の自立支援につながるサービスに使われるよう、介護給付等に要する費用の適正化は重要な課題となっています。保険者には今後も一層の適切な指導と監査が求められており、第4期計画期間中にはすべての保険者が主要適正化5事業（認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）を実施するよう求められています。

③介護予防事業

日本の人口構造が変化する中、持続可能な社会保障制度のあり方について様々な検討がなされていますが、こうした中で医療費とともに介護保険料は高騰しており、第1号被保険者の全国平均保険料は右肩上がりで推移しています（1期2,911円、2期3,293円、3期4,090円）。

今般の医療制度改革により、40歳以上74歳以下の人には特定健康診査の実施が義務付けられ、生活習慣病予防の取り組みが始まりましたが、介護保険の分野では介護予防の重要性が増しており、第4期の計画においても介護予防事業の更なる推進と充実が必要となります。

④地域密着型サービスの動向

第3期において創設された地域密着型サービスについては、事業者参入の遅れなどにより、真に地域に密着したサービスとして浸透していない部分がみられます。利用者への周知を図り、事業参入に見合うニーズを確保するとともに、事業者への情報提供等の積極的支援が求められています。

⑤高齢者医療確保法の制定

「高齢者の医療の確保に関する法律」（高齢者医療確保法）の制定に伴い、第4期介護保険事業計画は、高齢者福祉計画と一体のものとして作成することとなります。

保健分野については他の計画で位置づけることになりましたが、高齢者を対象とする施策においては福祉と保健は密接な連携が必要なことから、本町では、第4期も「高齢者保健福祉計画」として取り組みます。

3. 計画の性格

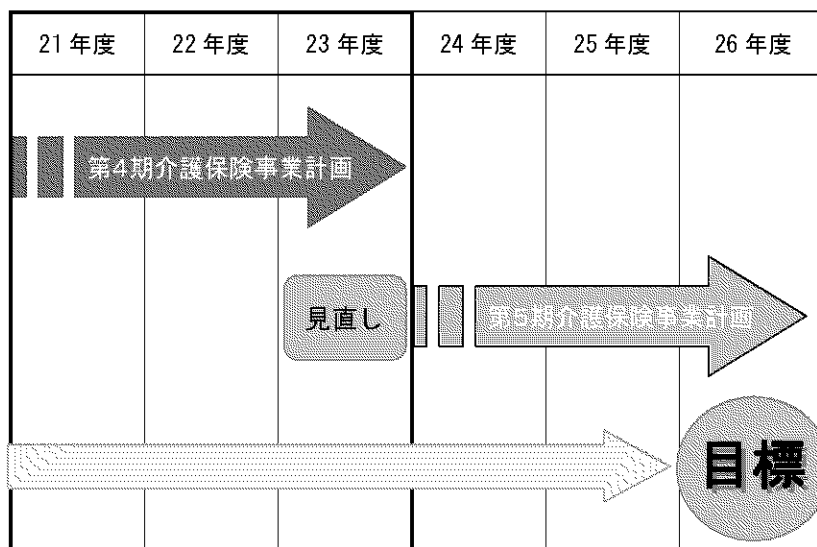
本計画は、阿久比町第4次総合計画「～あぐい　ハーモニープラン2010～」の部門的具体的計画としての役割を担うものです。

また、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定するものです。「介護保険事業計画」は、要介護・要支援高齢者に対する介護保険サービス提供や供給体制の確保に関する計画です。「老人福祉計画」は、生活支援、生きがい対策など高齢者福祉に関する計画です。さらに、老人保健事業については、健康増進法に基づき実施していくことになりましたが、高齢者の住みなれた地域で健やかに暮らしていくため、保健分野を含む総合的な計画として策定します。

4. 計画の期間

本計画は、介護保険制度の第4期計画となり、平成21年度から平成23年度までの3年間計画とします。

また、団塊の世代が65歳に到達する等の高齢化の進展を踏まえ、平成26年度(2014年)の目標を立てた上で、その目標達成に向けた事業計画とします。



5. 計画の策定体制

5－1 策定委員会の設置

住民意見の反映と幅広い関係者の参画による事業の展開を目指し、行政内部者に加えて学識経験者や保健・医療・福祉関係者や被保険者代表等で構成される「阿久比町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会」を設置し、各種策定に関する検討と計画に関する意見・要望等の集約を図りました。

また、庁内組織として、高齢福祉及び介護保険関連部門など本町における高齢者への各施策に係る部門との連携により検討を進め、計画作成に反映しました。

5－2 知多圏域介護保険研究事業の実施

知多圏域における保険者が集い、介護保険サービスの利用実績やその評価、介護予防事業効果の検証等について日本福祉大学が中心に分析した結果に基づく共同研究事業を行いました。

5－3 計画の達成状況の点検

介護保険計画推進委員会及び高齢者保健福祉計画推進委員会において計画の内容及び進捗状況を点検・評価し、点検結果に基づき、必要な対策を講じていきます。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 高齢者等の現状

1-1 人口の推移

本町の人口は、平成19年10月の住民基本台帳によれば25,006人となっています。平成15年と比較すると452人増加しています。

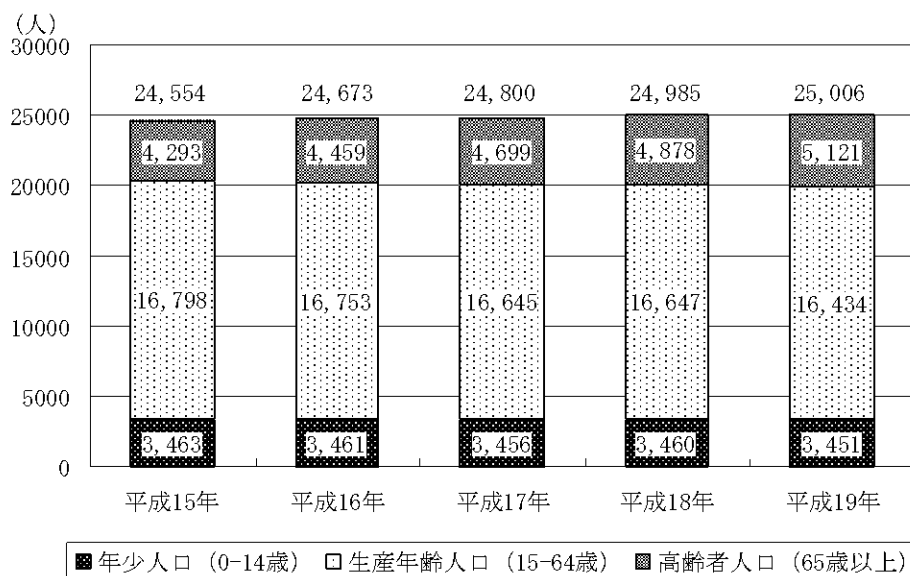
年齢別の推移では、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が横ばいから減少傾向にあるのに対し、65歳以上の高齢者人口は年々増加傾向にあります。

表：人口推移

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総人口	24,554	24,673	24,800	24,985	25,006
年少人口	3,463	3,461	3,456	3,460	3,451
生産年齢人口	16,798	16,753	16,645	16,647	16,434
15～39歳	7,963	7,976	7,966	8,024	7,928
40～64歳	8,835	8,777	8,679	8,623	8,506
高齢者人口	4,293	4,459	4,699	4,878	5,121
65～74歳	2,612	2,709	2,847	2,900	3,043
75歳以上	1,681	1,750	1,852	1,978	2,078

資料：住民基本台帳（各年10月1日）

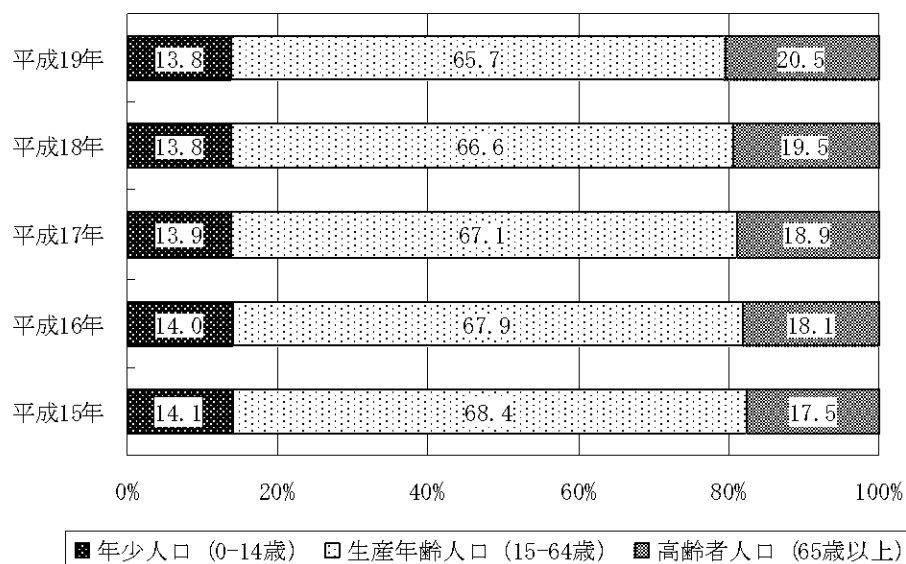
図：人口推移



1－2 高齢化率の推移

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上高齢者の割合）の推移についてみると、平成 15 年では高齢化率が 17.5%であるのに対し、平成 19 年では 20.5%に上昇しています。

図：年齢 3 区分別人口比率の推移



2. 介護保険サービスの現状

2-1 認定者数の推移について

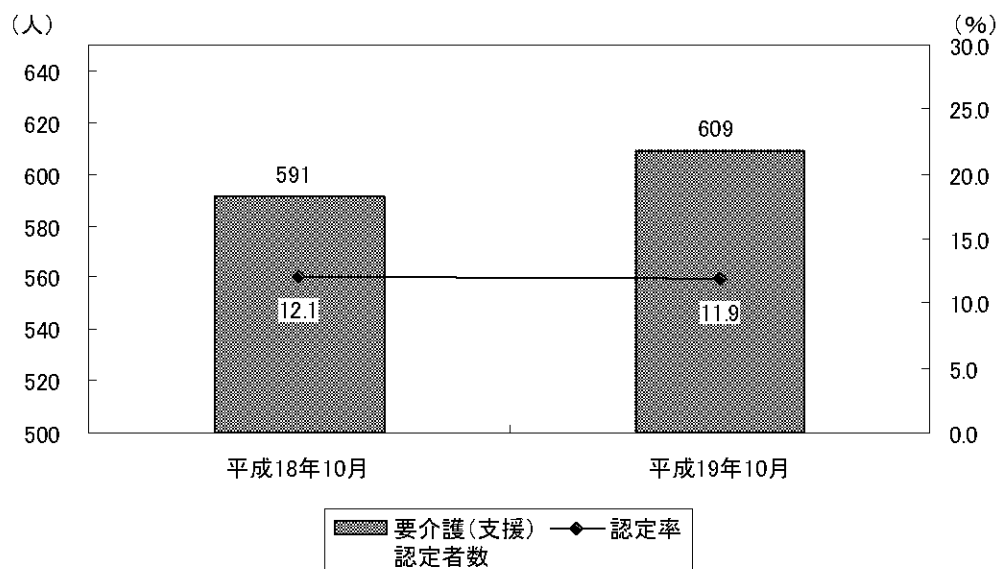
本町における認定者数は、平成18年10月時点では591人であったものが、平成19年10月時点では609人となっており、18人の増加となっています。

また、何らかのサービスを利用している人である受給者数については、平成18年10月時点では507人であったものが、平成19年10月時点では509人でほぼ横ばいとなっています。

表：認定者数の状況

対象月	高齢者数（人）	認定者数（人）	認定率（％）	受給者数（人）
平成18年10月	4,878	591	12.1	507
平成19年10月	5,121	609	11.9	509

図：認定者数及び認定率の状況



2-2 受給率の推移について

受給率(認定者数に対する受給実人員)についても平成18年10月時点では85.8%、平成19年10月時点では83.6%とやや減少しています。

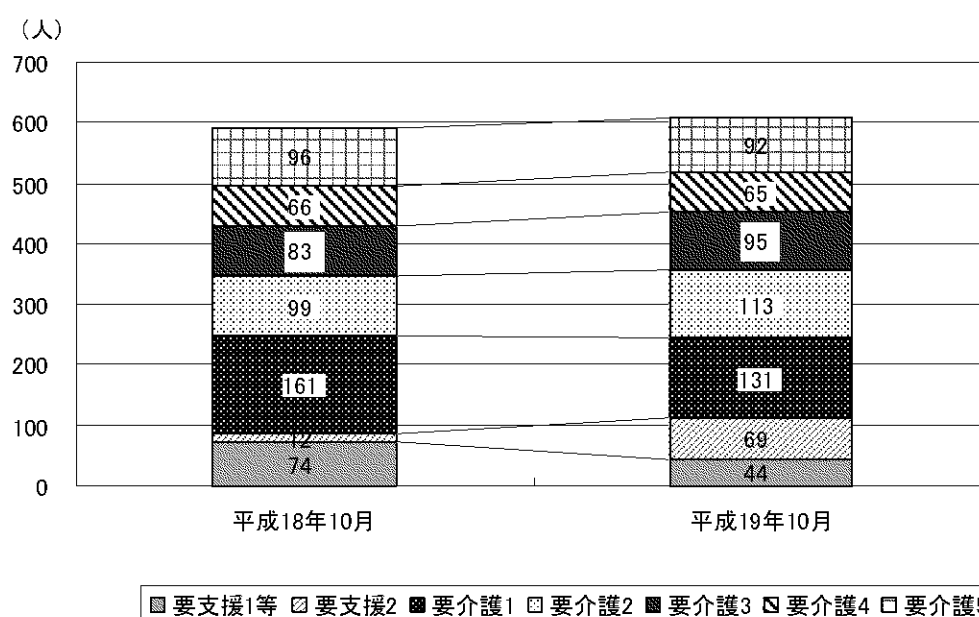
表：サービス受給率の状況

対象月	サービス受給率 (%)
平成18年10月	85.8
平成19年10月	83.6

2-3 要介護度割合

要介護度の割合をみると、平成18年の制度改正に伴い要支援1、2が創設されたため、平成18年10月、平成19年10月では要支援1、2が大きく動いています。それに伴って要介護1が大きく減少しています。要介護4～5の重度者はほぼ横ばいですが、要介護2～3が増加しています。

図：要介護度割合の状況

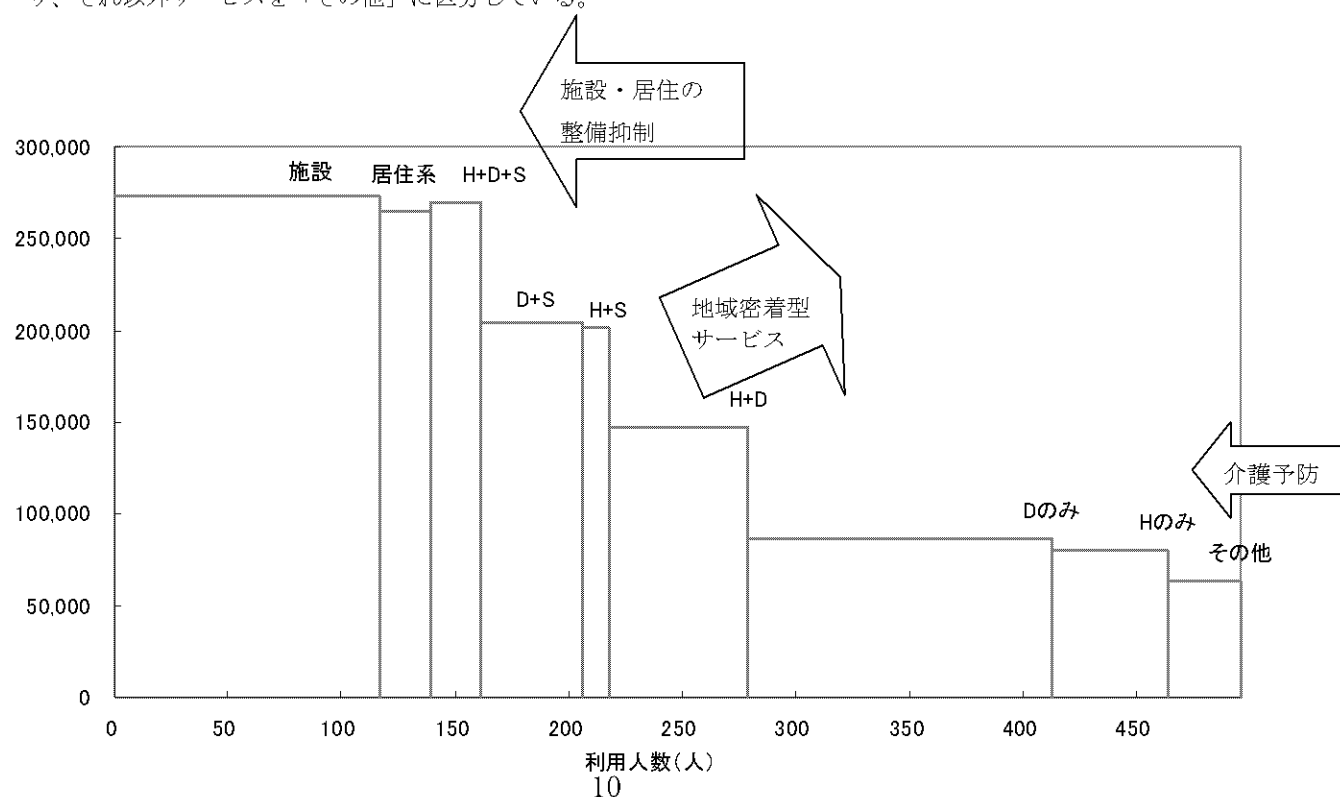


2-4 介護費用構造について

平成19年10月現在のサービス利用の状況をサービスパッケージ（サービス利用の組み合わせ）ごとにみると、1人当たりの費用額は、施設利用者で最も高く、居住系利用者，居宅サービスの複合利用者（H+D+S、D+S、H+S）までは、平均額以上の利用水準となっています。

	施設	居住	小規模 多機能	H+D+S	D+S	H+S	H+D	Dのみ	Hのみ	その他	全体
人数(人)	117	22	0	22	45	12	61	134	51	32	496
利用率	23.6%	4.4%	0.0%	4.4%	9.1%	2.4%	12.3%	27.0%	10.3%	6.5%	100.0%
累積利用率	23.6%	28.0%	28.0%	32.5%	41.5%	44.0%	56.3%	83.3%	93.5%	100.0%	—
1人あたり費用額(円)	273,286	264,792	0	269,307	204,599	201,118	146,940	86,563	79,973	63,948	165,388
指数:全体(100)	165	160	0	163	124	122	89	52	48	39	100
費用総額(千円)	31,974	5,825	0	5,925	9,207	2,413	8,963	11,599	4,079	2,046	82,033
費用割合	39.0%	7.1%	0.0%	7.2%	11.2%	2.9%	10.9%	14.1%	5.0%	2.5%	100.0%
累積費用割合	39.0%	46.1%	46.1%	53.3%	64.5%	67.5%	78.4%	92.5%	97.5%	100.0%	—

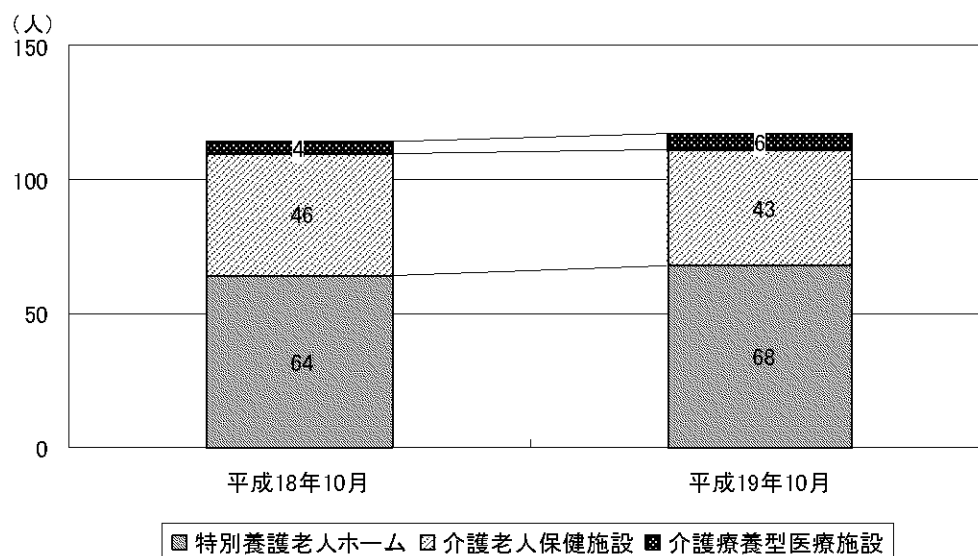
※ サービスパッケージは、施設と居住、サービス機能の組み合わせであり、標柱の記号は、H：訪問系、D：通所系、S：短期入所である。訪問系は訪問介護、訪問看護、訪問リハ、通所系は通所介護、通所リハであり、それ以外サービスを「その他」に区分している。



2-5 施設サービス利用者について

介護保険施設入所者については、平成19年10月時点で、介護老人福祉施設（特養）に68人、介護老人保健施設（老健）に43人、介護療養型医療施設（療養型）に6人の方が入所しています。

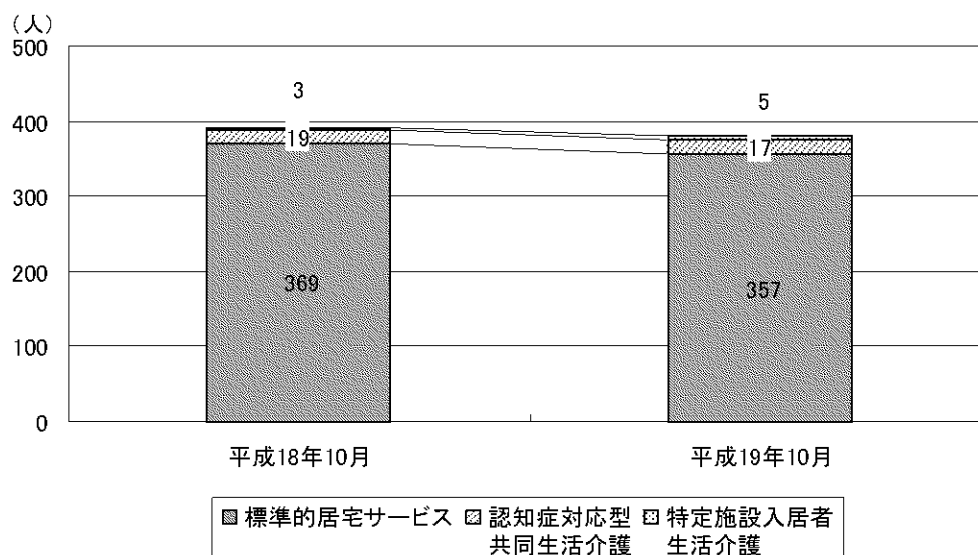
図：施設サービス利用者の状況



2-6 居宅サービス利用者について

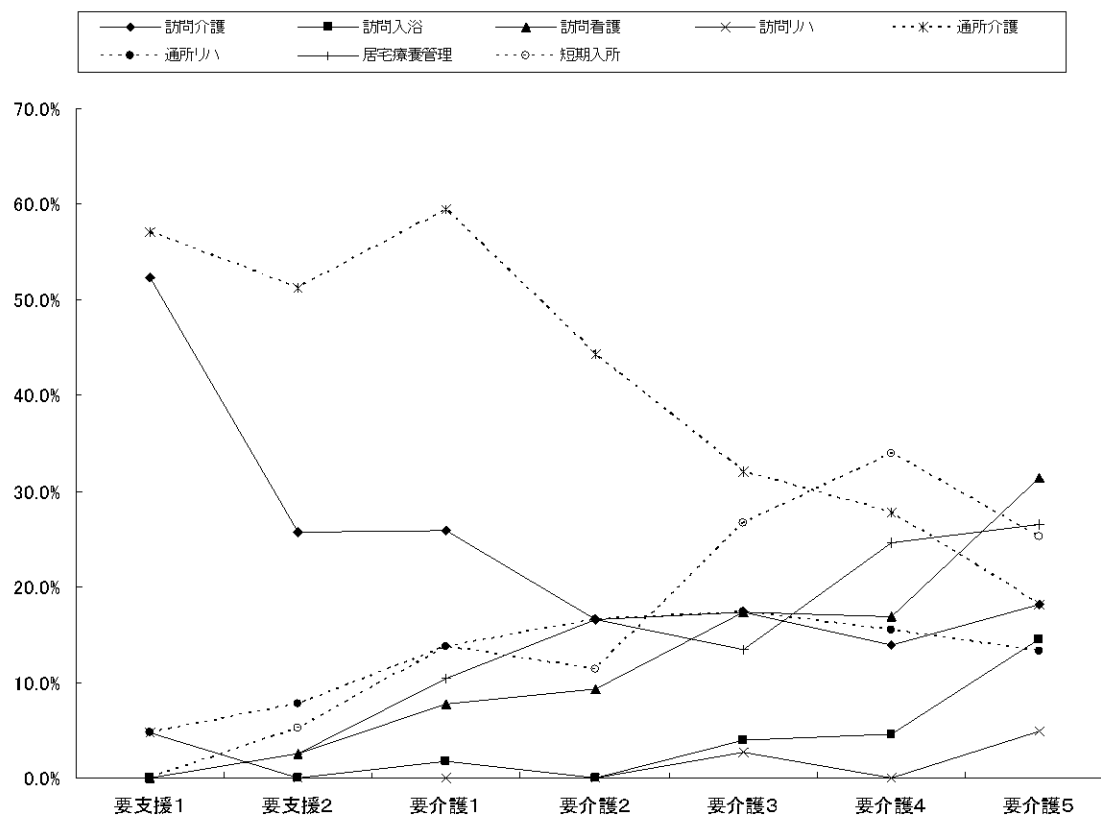
平成19年10月時点での標準的居宅サービス利用者は357人、居住系サービス利用者は22人です。

図：居宅サービス利用者の状況



平成 19 年 10 月における介護度別に各サービスの利用率を見てみると、要支援 1～要介護 3 では、「通所介護」が最も多く利用されています。

また、介護度が高くなるにつれて、「短期入所」「訪問看護」「訪問入浴」「居宅療養管理」「通所リハ」といったサービス利用者が著しく伸びています。



2-7 要介護リスク者割合の推移

介護予防を進めていくための重要な指標となる要介護リスク（運動器、栄養、口腔、閉じこもり、認知症、うつの6分野において、死亡・認定者割合が高くなるような状況）について、平成15年と平成18年に調査したところ、要介護リスク者の割合は以下のようになっています。

2時点間で比較すると、外出頻度が週1回未満の人、立方体の模写ができない、未記入の人の割合が増加しています。

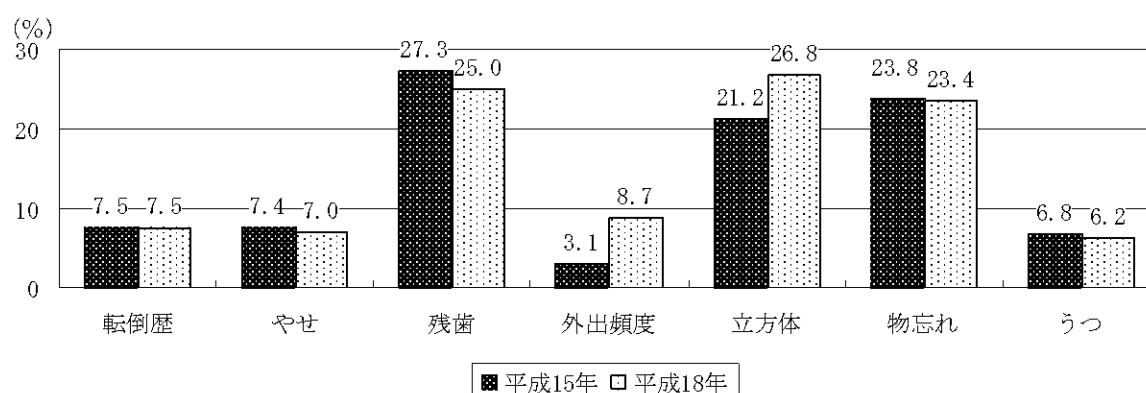
要介護リスク者の定義

要介護リスク	指標	定義
運動器	過去1年間の転倒歴	何度もある
栄養	BMI※1	やせ（18.5未満）
口腔	残存歯数	ほとんどない
閉じこもり	外出頻度	週1回未満（ほとんど外出しない）
認知症	立方体模写	不可・未記入
うつ	GDS※2 15項目版	うつ状態（10～15点）

※1：BMIとは、Body mass index の略で、体重（体格）指数のこと。BMI=体重(kg) / 身長(m)²で算出される。

※2：GDSとは、Geriatric depression scale の略で、高齢者用うつ状態の評価方法のこと。

図：要介護リスク者の推移



2-8 地域支援事業（任意事業）

（１） 配食サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の食生活と栄養面の改善や安否確認を目的としています。

概ね 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯を対象としています。

町広報により周知、地区民生委員により該当者への働きかけをしています。

表：配食サービスの実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数 (人)	120	124	122	127	125
利用食数 (食)	18,461	20,460	25,569	23,988	23,778

（２） 宅老所

宅老所は、昼間家に閉じこもりがちな高齢者に外出の機会を与え、気軽に集まって談笑等を行うことで、社会的孤立感の解消や自立生活の助長を図ることを目的として、ボランティア並びに地域の好意や努力で創意ある運営がなされています。対象者は、概ね 65 歳以上でひとり暮らしの人や家に閉じこもりがちな人、介護保険で「自立」と判定された人などで、現在 4 か所の宅老所を開設しています。

平成 19 年度では延べ利用者数は 6,838 人となっており、前年度からやや減少しています。この事業は、本町の自主的事業として、好評であり、多くのボランティアの皆さんの努力によって支えられてきた貴重な事業です。

今後、場所・規模・回数等、必要に応じて検討していきます。

表：宅老所の状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用者数 (人)	184	154	146	158	140
延べ利用者数 (人)	4,839	6,341	6,410	7,139	6,838
開所日数 (日)	325	365	371	374	367

3. 高齢者保健福祉サービスの現状

3-1 保健サービス

(1) 健康手帳の交付

健康手帳は特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的としています。

町内に居住地を有する 40 歳以上の方を対象に実施しています。また、健康手帳の交付を希望する方または町が必要と認める方に対し交付しています。

表：健康手帳交付事業の利用状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
交付数 (人)	486	457	369	285	300

(2) 健康教育

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的としています。

町内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの方を対象に実施しています。

表：健康教育の実施状況

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
集団 健康 教育	実施回数 (回)	139	114	134	51	48
	延べ参加者数 (人)	4,208	3,185	2,703	1,187	1,273
個別 健康 教育	実施回数 (回)	9	9	11	12	13
	延べ参加者数 (人)	44	44	65	126	74

(3) 健康相談

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的としています。

町内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの方を対象としています。

表：健康相談の実施状況

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般健康相談	実施回数 (回)	191	109	92	59	61
	延べ参加者数 (人)	1,647	1,199	778	123	82
重点健康相談	実施回数 (回)	74	18	20	12	20
	延べ参加者数 (人)	1,081	563	874	351	413

(4) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められた方及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの方が心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。

町内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの方があって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる方を対象とします。

表：訪問指導の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
訪問指導 (件)	171	170	126	92	127

(5) 基本健康診査

疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、健康診査の結果をふまえた栄養指導、その他の保健指導等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進することを目的としています。

高齢者の医療の確保に関する法律第18条に定める特定健康診査及び特定保健指導の対象者、後期高齢者医療広域連合が行う保健事業の対象者及び健康増進法施行規則第4条の2第4号に規定する方が対象です。

表：基本健康診査の受診状況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受診者数 (人)	2,327	2,380	2,436	2,487	2,559
受診率 (%)	55.7	55.0	56.1	53.6	54.8

(6) がん検診

現在、がんは死亡原因の第一位を占めていますが、早期に発見、治療する事で死亡率を減少させることができます。そのため、死亡率の減少に効果があると認められたがんについて、検診を実施することで早期発見、治療につなげることを目的としています。

対象者は、子宮がんは20歳以上、胃がん、大腸がん、乳がん、肺がんは40歳以上、前立腺がんは50歳以上の方です。

がん予防に関する正しい知識の普及に努め、がんの早期発見を推進します。また、がん検診の受診率の向上を図るため、利便性を考慮した開催、周知を図ります。

受診者が高齢化し、決まった人の利用に固定される傾向にあります。全体として受診率が低く、受診の勧奨が必要です。

表：がん検診の受診状況

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
胃がん	受診者数 (人)	745	729	734	776	838
	受 診 率 (%)	17.8	16.9	16.9	16.7	17.9
子宮がん	受診者数 (人)	496	480	525	494	525
	受 診 率 (%)	17.3	15.7	15.9	14.9	15.7
乳がん	受診者数 (人)	522	523	516	498	523
	受 診 率 (%)	18.2	17.1	23.6	22.6	23.8
肺がん	受診者数 (人)	2,292	2,377	2,410	2,450	2,522
	受 診 率 (%)	54.9	54.9	55.5	52.8	54.0
大腸がん	受診者数 (人)	815	792	796	848	911
	受 診 率 (%)	19.5	18.3	18.3	18.3	19.5

3-2 福祉サービス

① 生活支援事業

(1) 寝具洗濯乾燥サービス

満 65 歳以上で、概ね 3 ヶ月以上寝たきりの状態にある方を対象に、在宅で寝たきり老人が使用している寝具のクリーニング、乾燥を行い、健全で安らかな生活を営むことができるよう支援をしています。

表：寝具洗濯乾燥サービスの実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数 (人)	9	9	8	8	9

(2) 緊急通報装置設置事業

概ね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯に対し、緊急通報装置を貸与することにより、緊急事態が発生したとき、これを速やかに通報できる緊急通報体制を確保し、ひとり暮らしの高齢者等の健全な生活の確保を図ります。

表：緊急通報装置設置状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
設置台数 (台)	49	46	43	47	56

(3) タクシー料金助成事業

満 70 歳以上の方を対象に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出を支援し、福祉の向上を目的とします。

表：タクシー料金助成事業の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数 (人)	985	1,092	1,200	1,355	1,467
延べ利用件数 (件)	12,109	13,059	13,990	14,565	18,463

(4) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

要支援もしくは要介護に該当する方、もしくはそれに該当する方を在宅で介護している方又はその家族を対象としています。

概ね 65 歳以上の認知症高齢者が徘徊した場合、早期に発見できるシステムを利用して居場所を特定し、家族等に通報することにより、事故の防止を図るなど、家族等が安心して介護できる環境を整備することを目的とします。

表：徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数 (人)	2	1	1	-	-
延べ利用件数 (件)	11	19	3	-	-

(5) 温水プール利用料金助成事業

温水プールを利用する高齢者（満 65 歳以上）に対し、料金の一部を助成することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、健康の保持増進・福祉の向上に寄与することを目的とします。

表：温水プール利用料金助成事業の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数 (人)	31	32	53	71	68
延べ利用件数 (件)	689	872	850	1,099	1,054

(6) 高齢者軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）

介護保険において「自立」と判定された 65 歳以上の方に対し、日常生活上の援助を行うためにホームヘルパーを派遣することにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立と生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止します。

表：高齢者軽度生活援助事業の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数 (人)	7	6	6	5	5
延べ派遣回数 (回)	420	229	432	412	386

(7) 生きがい活動支援通所事業（デイサービス）

介護保険で「自立」と判定された 65 歳以上の方を対象に、日常生活の助長や社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として実施しています。

平成 19 年度の利用者数は 29 人、延べ派遣回数は 1,665 回となっており、利用者数はほぼ横ばいで、利用回数もやや減少傾向にあります。

表：生きがい活動支援通所事業の利用状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
登録者数 (人)	30	26	29	25	29
延べ利用人数 (人)	2,054	1,769	1,852	1,767	1,665

(8) 家族介護用品支給事業

要介護 4 または要介護 5 と判定された住民税非課税世帯の方等で、在宅で常時紙おむつなどの介護用品を利用している方に対して、紙おむつ等の介護用品を支給しています。

利用人数は平成 19 年度では平成 15 年度の 2 倍以上になっており今後も増加が見込まれます。

表：家族介護用品支給事業の実施状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数 (人)	4	3	7	8	9
延べ支給件数 (件)	368	290	519	645	702

(9) 家族介護慰労事業

要介護4または要介護5と判定された高齢者のいる住民税非課税世帯で、過去1年間他のサービスを利用することなく介護を行っている家族に対して、慰労金を支給しています。

しかし、近年は利用者がいない状況です。

表：家族介護慰労事業の実施状況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
支給者 (人)	0	0	0	0	0
支給金額 (円)	0	0	0	0	0

(10) 住宅用火災警報器設置事業

ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者の生命及び財産を火災から守るため、町が火災報知機を給付することにより火災を早期発見し、万が一の場合も被害を最小限にして安心して生活できる環境を整備することを目的として、平成20年度から実施しています。

② 生きがい活動支援事業

(1) ボランティア活動支援

町民を対象とし、地域住民のボランティアに関する理解を深め、ボランティア活動の育成援助及び連絡調整を図ります。

【支援内容】

- ①相談連絡調整（平成 19 年度相談数 17 人）
- ②情報提供（ボランティア情報の発行年 4 回）
- ③各種講習会（1 手話奉仕員要請フォローアップ講座、2 送迎ボランティア養成講座、3 災害ボランティアコーディネーター養成講座、4 高齢者レクリエーション講座、5 託児ボランティア養成講座）
- ④青少年への福祉教育活動
（1 福祉実践教室 2 サマーボランティアスクール）
- ⑤育成、活動基盤の充実
（1 ボランティアグループ助成金: ボランティアセンター登録 25 グループ、2 ボランティア活動保険）
- ⑥啓発普及（1 ボランティア交流会の実施、2 知多ブロックボランティアフェスティバルへの参加）

表：ボランティア活動支援の状況

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
グループ数 (団体)	23	22	22	23	23
登録者数 (人)	537	540	550	566	659

(2) 老人クラブ活動支援

老人クラブは高齢者の心身の健康保持及び教養の向上のために組織されたもので、さまざまな活動を行っています。町では老人クラブや活動の内容についての情報を広報等を通じてPRしています。

平成19年度のクラブ数は60団体、会員数は4,307人となっており、会員数は前年度より若干増加しました。近年は団体数、会員数ともにほぼ横ばいで推移しています。

表：老人クラブの状況

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
クラブ数 (団体)	60	60	61	61	60
会員数 (人)	4,269	4,249	4,228	4,289	4,307

(3) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図ることを目的としています。対象者は、シルバー人材センターの理念に賛同された方で、概ね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方となっています。

平成 20 年 3 月 31 日現在のシルバー人材センターの登録人数は 201 人となっています。

表：シルバー人材センターの登録状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

区 分	60 歳未満	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	合計	平均
男性 (人)	0	13	30	65	19	11	0	138	71.7
女性 (人)	1	9	22	19	9	3	0	63	70.4
合計 (人)	1	22	52	84	28	14	0	201	71.3

表：就業内容

職 種	件数 (件)	延べ人数 (人)
技術	3	647
技能	569	2,373
一般事務	23	37
施設管理	19	8,805
屋外作業	890	15,489
その他のサービス	4	1,074
合計	1,508	28,425

第3章 計画の目標

1. 計画の基本理念

すべての人がやすらぎを感じ、 安心して生活できる健康長寿のまちづくり

- ◆ 高齢化社会の進展に伴い、できる限り介護が必要な状態に陥ることなく、いつまでも住み慣れた地域で生きがいをもって生活していくことは、高齢者のみならず、すべての人の願いでもあります。そこで、阿久比町では、「すべての人がやすらぎを感じ、安心して生活できる健康長寿のまちづくり」を基本理念に高齢者への様々な施策を進めてきました。
- ◆ これは、高齢者をはじめ、すべての町民が温かい地域環境の中で、健康で安心して生活を送ることができるような地域社会の構築を目指しています。
- ◆ 第4期阿久比町高齢者保健福祉計画においても、引き続き、これを基本理念として継承し、その実現を図ります。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を中心に、制度改革のポイントなどを踏まえながら、以下の4点を基本目標とします。

基本目標1 健康長寿社会の構築

- 疾病の予防・早期発見・早期治療を目指して、健康に関する意識の啓発や健全な食生活指導、健康診査・各種検診等の保健サービスの充実に努めていきます。
- 高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって充実した生活を送れるよう、各種生涯学習、スポーツ活動の充実や、多世代にわたる交流活動などを充実していきます。
- 高齢者が長年培った豊富な知識や経験を社会に還元していくことは、生きがいづくりにつながります。そのため、シルバー人材センターを中心として就労機会の確保に努め、だれもが心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう努めていきます。

基本目標2 介護予防事業の推進

- 介護予防を中心とした予防重視型システムの確立が必要とされています。
- 健康な高齢者はいつまでも健康でいられるように、また軽度な要介護高齢者はその状態の改善もしくは悪化の防止につながるよう、総合的な介護予防システムの構築を推進していきます。

基本目標３ 要介護者対策事業の推進

- 介護を必要とする高齢者が、必要なときに必要な介護サービスを確実に受けることができるよう、ニーズを的確に把握することで介護サービスの量的確保に努めます。
- 介護支援専門員への研修や事業者の育成指導など、サービスの質的向上を推進していきます。
- 介護を必要とする高齢者が安心してできるだけ自立した生活を継続することができるよう、介護保険サービスに加えて、各種の高齢者福祉サービスを提供していきます。
- 認知症に関する知識の普及・啓発を図り、できる限り認知症状態になることや認知症の進行を予防していきます。
- 介護保険料やサービス利用料といった経済的負担を考慮して低所得者対策を推進していきます。
- 高齢者虐待の防止や早期発見のため、介護や認知症に関する知識の普及や介護負担の軽減、地域住民や関係機関等とのネットワークの構築を進めます。

基本目標４ 安全で安心なまちづくり

- 本町では、幼少期からの福祉教育や、広報誌・生涯学習講座等により住民全体の福祉意識を高めるとともに、ボランティア活動を促進する等、地域ケア体制の形成を図っていきます。
- 家庭における住環境改善に対して支援を行うとともに、公共施設のバリアフリー化を推進し、生活環境の整備に努めていきます。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針
すべての人がやすらぎを感じ、安心して生活できる健康長寿のまちづくり	基本目標 1 健康長寿社会の構築	1-1 健康づくり等への支援 ・健康教育の充実 ・健康づくりへの支援 ・健康診査の充実
		1-2 生きがい対策の充実 ・生涯学習活動やスポーツ活動の充実 ・活動を通じた地域住民との交流
		1-3 就労支援 ・シルバー人材センターを中心とする就労支援
	基本目標 2 介護予防事業の推進	2-1 地域包括支援センターの充実 ・総合相談の実施 ・高齢者の権利擁護 ・特定高齢者把握の推進
		2-2 介護予防サービスの充実 ・地域支援事業の推進
	基本目標 3 要介護者対策事業の推進	3-1 介護保険サービスの適正な利用 ・サービス提供基盤整備の推進 ・地域の実情に応じたサービスの提供 ・介護費用適正化の推進
		3-2 サービスの質の向上 ・状況の把握、評価の推進によるサービスの質の向上 ・事業者への管理指導の徹底と協議の推進
		3-3 福祉サービス等の充実 ・在宅の高齢者と家族を支援するサービスの充実
		3-4 認知症高齢者対策事業の推進 ・認知症に関する啓発活動の充実 ・認知症の早期発見・早期対応のための連携の強化
		3-5 低所得者対策 ・介護保険料の低所得者対策の推進
		3-6 高齢者虐待防止対策の充実 ・高齢者虐待に関する意識啓発 ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
	基本目標 4 安全で安心なまちづくり	4-1 生活環境の整備 ・バリアフリーのまちづくりの推進 ・災害時等の対策の充実
		4-2 地域包括ケアシステムの構築 ・地域の様々な主体のネットワークの構築 ・地域で高齢者を支える地域福祉の推進

第4章 計画の基本方針

1. 健康長寿社会の構築

1-1 健康づくり等への支援

高齢者がいつまでも元気で自立した生活を送る健康長寿社会の構築に向け、町民一人ひとりが生涯にわたって健康づくりに取り組む必要があります。特にがんや脳卒中、心臓病、糖尿病等の生活習慣病は近年増加傾向にあります。これらの病気は食事や運動等の個人の生活習慣が深く関与していることから、普段からの生活習慣を見直し、予防するための取り組みが必要です。

平成18年度の介護保険制度の改正により、65歳以上高齢者の健康づくり等は、介護予防プランに基づき地域支援事業を推進しています。

このため、40～64歳を対象に、健康づくり支援として、健康増進事業を展開します。健康管理意識の高揚を図るため、広報誌などを通じての情報提供や健康に関する相談機能の充実に努めます。

【施策の方向性】

- 健康教育の充実
- 健康づくりへの支援
- 健康診査の充実

施策等	方向性
健康手帳の交付	自分自身の健康の記録となるよう交付時、更新時に、一人ひとりに活用方法について説明を行い、利用率の向上に努めていきます。
健康診査	健康診査が健康づくりの一つであり、生活習慣病予防のための行動につながることを周知するとともに、健診の夜間開催等幅広い受診につながるよう努めていきます。
がん検診	がんの早期発見のための検診の重要性について啓発を進め、新規の受診者の拡大を図り、全体の受診率向上に努めます。
健康教育	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、健康寿命の延伸をはかり、自ら健康づくりに取り組める機会となるよう努めていきます。
健康相談	事業の周知を図り、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言を行い、家庭における健康管理に役立ててもらえるよう努めます。
訪問指導	事業の周知を図り、利用者の拡大を図るとともに、地域や家庭の状況に応じた健康支援を行います。

1－2 生きがい対策の充実

高齢者が生きがいをもって生活を送ることができるよう、生涯学習や軽スポーツ活動等を、高齢者の多様化するニーズに応じて行うことができる環境づくりが望まれています。

また、これらの活動を通じ地域において高齢者間の交流を促進し、さらなる生きがいづくりにつなげていく必要があります。

特に、高齢者人口が増加することが予測されるなかで、老人クラブの活動については、活性化を図り、生きがいづくりとともに地域社会への参加の促進を図る必要があります。

高齢者の多様化する学習等の活動ニーズに対応できるよう、生涯学習講座や軽スポーツ活動の充実を図り、高齢者が積極的に各種活動に参加し、生きがいを見出せるよう支援していきます。

【施策の方向性】

- 生涯学習活動やスポーツ活動の充実
- 活動を通じた地域住民との交流

施策等	方向性
生涯学習活動、 スポーツ活動	高齢者をはじめとする町民が健康で、生きがいを持って生活できるように、生涯学習活動、スポーツ活動の充実を図ります。
ボランティア活動 支援	ボランティア活動に参加する町民の増加と活動の活発化を図ります。
老人クラブ活動 支援	高齢者の心身の健康保持及び教養向上のために組織されており、高齢者の生きがいづくり、地域住民との交流等の活動の充実を図ります。
宅老所	ボランティアの皆さんの運営により高齢者の閉じこもりを予防する事業です。継続的な活動ができるよう、場所、規模、回数等を必要に応じて検討します。

1－3 就労支援

高齢者の長年培った技術と知識、経験を活かすために、就労機会の確保を行います。高齢者の就労については、経済的な側面と生きがいづくりの効果が得られることから、就労意欲を持った高齢者については、就労機会の確保による生きがいづくり、自立支援を推進していきます。平成20年3月31日現在のシルバー人材センターの登録人数は201人となっていますが、人材の年齢や職種によって、就業件数の差が多くなっています。

【施策の方向性】

○シルバー人材センターを中心とする就労支援

【具体的事業の方向性】

施策等	方向性
シルバー人材センター	事業推進に努めるとともに、PRを積極的に行っていきます。

2. 介護予防事業の推進

2-1 地域包括支援センターの充実

高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように平成18年4月介護保険制度の改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事を目的に、地域包括ケアを支える中核機関として「地域包括支援センター」の設置が求められました。

阿久比町においては平成19年1月に「阿久比町地域包括支援センター」を開設しました。職員体制は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、それぞれの専門性を生かし支援していきます。

主な業務として、

- ① 介護予防事業のマネジメント
- ② 高齢者や家族に対する相談・支援
- ③ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- ④ 支援困難ケースへの対応など介護支援専門員への支援

【施策の方向性】

- 総合相談の実施
- 高齢者の権利擁護
- 特定高齢者把握の推進

施策等	方向性
総合相談	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が協力し（チームアプローチ）、それぞれの専門性を生かし、どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して関係機関との連携を取り、必要なサービスにつなげます（ワンストップサービス）。
高齢者の権利擁護	多年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者が地域において安心して幸せに暮らせるよう、高齢者や地域に対し、人権の意識啓発や支援等をしていくことが大切です。 特に、高齢者に対する虐待の防止、成年後見制度の活用や認知症に対する知識と理解の啓発に努め、高齢者の権利擁護に努めます。 また、成年後見制度の活用については、知多地域成年後見センターの協力を得て推進していきます。

施策等	方向性
地域包括ケアネットワークの構築	地域包括ケアを進めるため、地域のあらゆる関係機関と連携をとり、システムづくりに努めます。
特定高齢者の把握	介護保険制度における介護予防とは、生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要介護状態の予防、改善を図り、できる限り自立した生活を送れるように支援することです。 要介護状態に陥りやすい生活習慣や心身状態を持つ高齢者を特定高齢者といいます。この特定高齢者を把握するためには、生活機能健診の受診が必要です。この受診率を高めるため、対象者に通知をします。また、リスクの高い一人暮らしや高齢者世帯へは、実態把握の訪問を進めていきます。

2-2 介護予防サービスの充実

高齢者ができる限り健康で生き生きとした生活が送れるようにするため、また、要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防するためには、地域住民と関係機関が連携し、生活の様々な場面において高齢者に対し早期から多様な支援をすることが大切です。

そのため、虚弱な高齢者及び一般高齢者に対し、効果的な介護予防施策を充実します。

【施策の方向性】

○地域支援事業の推進

施策等	方向性
地域支援事業	特定高齢者施策として、生活機能評価にて特定高齢者と決定された高齢者に対し、運動器の機能向上、口腔の機能向上、栄養改善等について予防事業を行います。 一般高齢者施策として、高齢者一人ひとりができるだけ要介護状態になることを防ぐために、介護予防教室を開催します。

3. 要介護者対策事業の推進

3-1 介護保険サービスの適正な利用

本町ではこれまで、利用者本位の総合的なサービス提供体制の整備とサービス利用の促進をめざして各介護サービスの目標量を設定し、提供を行ってきました。介護サービスの量的な確保は概ね整備された状況にあります。今後は、厚生労働省の方針からも、施設サービスの増加は見込まれないことから、居宅サービスの強化が課題となります。これを受け、地域密着型サービスを整備していきます。

今後においては、新たな居宅サービスの整備等を含め、在宅での生活を継続できる環境の整備が求められています。

また、適正な介護サービスの提供がされるよう介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、保険給付の不正や無駄を削減し、要介護認定の適正化を図るため介護給付費適正化事業を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- サービス提供基盤整備の推進
- 地域の実情に応じたサービスの提供
- 介護費用適正化の推進

施策等	方向性
サービス供給体制の充実	必要とされるサービスを効果的に提供するため、サービスのニーズを的確に把握し、またサービス提供事業者との連携を強化することで基盤整備を図っていきます。
介護保険施設の充実	介護保険施設については、入所希望者の現状の把握に努めるとともに、整備にあたっては、広域的な視点により知多圏域にて調整しながら整備を検討していくこととします。また、介護保険施設利用者の重度化が参酌標準となっているため、施設サービスの利用を要介護度重度者へと緩やかな移行を図るとともに、地域密着型サービスの整備等、居宅サービスの強化を推進していきます。
居宅サービスの充実	居宅サービスについては、現在の提供体制をより強化することについて事業者の連携とともに推進していくこととします。
地域密着型サービスの充実	指定権限や監督等、保険者機能の強化により、町が実施することとなることから、地域密着型サービス運営委員会にてサービス整備の検討等を行っていきます。

施策等	方向性
介護給付費適正化事業	介護給付費適正化事業を推進し、保険給付の不正や無駄を削減していきます。

介護給付費適正化事業とは、

要介護認定の適正化	認定調査状況チェック	町の職員により、町の調査員や委託による調査票の内容の点検・確認を行い調査内容の平準化を図ります。また、調査員の判断基準の平準化・調査内容の水準の向上を図ります。
	認定審査の適正化	介護認定審査会における適正な審査判定を徹底するため、各合議体による同一事例検討の実施や各合議体の審査結果を分析・把握し、情報提供を行います。
ケアマネジメント等の適正化	ケアプランチェック	居宅介護支援事業所を訪問し、利用者の居宅サービス計画が、その人の心身・家庭環境等を考慮した適切なものとなっているかをケアマネジャーと共に確認します。
	住宅改修実態調査	住宅改修の工事完了時に利用者宅を訪問し、工事内容が適切に実施されたかの検証を行います。
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	医療情報等との突合・縦覧点検	介護保険給付と医療保険給付の重複受給の確認、介護保険給付内の重複受給、算定回数が正しいかを確認します。
	介護給付費通知	利用者の自己負担額と給付費の確認を目的として、年2回介護保険サービス利用者に対して、介護給付の実績を通知します。
	介護サービス事業者への指導	介護サービス事業所への訪問による記録の確認（実地指導）や事業者講習会により適切なサービス提供がされるよう法令等の遵守について指導をします。

3-2 サービスの質の向上

介護保険制度の浸透に伴い、サービスを提供する事業者の中には、要介護状態の予防や改善につながらない不適切なサービスが提供されている場合や、介護報酬の不正請求などで指定取消し処分を受ける事業者も増加しており、サービス提供事業者に対する管理や指導等の対策が必要です。

そのため、サービス事業者に対して適正なサービスが提供されているかチェック体制を強化するなど、町民が安心してサービスを利用できる環境づくりを進めていきます。

【施策の方向性】

○状況の把握、評価の推進によるサービスの質の向上

○事業者への管理指導の徹底と協議の推進

施策等	方向性
介護サービスの評価	介護サービスが本来の目的に沿って提供され、高齢者の自立支援に資するものとなっているかなど状況の把握及び評価を行っていきます。 地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターにおける介護予防事業を含めた事業を、地域密着型サービス運営委員会は地域密着型サービスについて質的評価方法を含め、検討していきます。
介護保険事業者連絡会議の開催	介護保険事業者連絡会議を継続していき、サービスの質の向上に努めます。
サービス事業者への支援	地域包括支援センターを中心として、利用者、サービス事業者やケアマネジャーなど相互の支援体制の構築を図り、良質なサービスの提供ができるよう努めます。
介護給付費適正化事業	介護給付費適正化事業を推進し、介護サービス事業者の質の向上を図っていきます。

3-3 福祉サービス等の充実

本町では、サービスの有効性とサービス利用者の継続性を考慮しながら、サービス体系の変更を検討していきます。

【施策の方向性】

○在宅の高齢者と家族を支援するサービスの充実

施策等	方向性
寝具洗濯乾燥サービス	在宅で寝たきりの65歳以上の高齢者で寝具の洗濯・乾燥が困難な方に、寝具の洗濯・乾燥サービスを実施していますが、利用者は減少傾向にあることから、必要性を考慮し、事業内容の検討を行っていきます。
緊急通報装置設置事業	概ね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等の家庭に通報装置を設置して、安心な生活ができるよう援助しています。誤報等が多く見られることから、使用方法について利用者への周知を強化していくとともに、地域による見守り体制の構築を目指します。
タクシー料金助成事業	高齢者の交通の利便を図るため、満70歳以上の方に対してタクシー料金の一部を助成しています。本事業のあり方も含め、検討を行っていきます。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	概ね65歳以上の常時徘徊癖のある高齢者に、位置確認のための発信機を携帯させることにより、家族の負担軽減を図っていますが、近年は、利用者がいない状態です。本事業のあり方も含め、検討を行っていきます。
温水プール利用料金助成事業	高齢者のスポーツ活動の助長を図るため、満65歳以上の方に対して温水プールの利用料金の半額を助成しています。今後においては、幅広く高齢者が利用し、介護予防につながるよう、本サービスの周知に努めていきます。
高齢者軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）	介護保険で自立と判定されたにもかかわらず生活援助を要する方を対象としてホームヘルパーを派遣する事業を行っていますが、本事業のあり方も含め、検討を行っていきます。
生きがい活動支援通所事業（デイサービス）	介護保険で自立と判定された方を対象に生きがい活動支援センターにて指導員のもとで健康体操を行ったり、絵手紙をかいいたり、歌をうたって1日を楽しく過ごしていただく事業です。この事業につきましても本事業のあり方も含め、検討を行っていきます。

施策等	方向性
家族介護用品支給事業	要介護4または要介護5と判定された住民税非課税世帯の方等で、在宅で常時紙おむつなどの介護用品を利用している方に対して、紙おむつ等の介護用品を支給していますが、利用者は固定化傾向が見られます。これについては、事業を周知し、必要な方への利用促進に努めます。
住宅用火災警報器設置事業	高齢者のひとり暮らしの方を火災から守るために寝室への機器の設置を行っています。今後も、高齢者のひとり暮らしの数は、増大することが見込まれますので事業を継続していきます。

3-4 認知症高齢者対策事業の推進

介護や支援を必要とする認知症高齢者の出現率として、国は平成22年に7.2%と推計しています。これを本町にあてはめると約400人になると見込まれます。

また、高齢化が進むにつれ、認知症高齢者は今後さらに増加すると見込まれており、認知症高齢者やその家族への支援対策に必要となります。

したがって、認知症になっても尊厳を持って、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域の支援体制の構築を推進します。

【施策の方向性】

- 認知症に関する啓発活動の充実
- 認知症の早期発見・早期対応のための連携の強化

施策等	方向性
認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、認知症の人と家族に支援の手を差し伸べることができる認知症サポーターを平成23年度までに300人を養成します。
認知症にかかる地域資源マップの作成	認知症等に係る「地域資源」の情報を収集し整理した「地域資源マップ」を作成し配布します。
認知症に関する相談事業の充実	地域包括支援センターの総合相談窓口において、認知症高齢者やその家族から認知症の症状や介護等に関する相談・支援を行います。

3－5 低所得者対策

今後の介護サービスニーズの増大により、介護保険料も増額していく傾向にあります。低所得者に対しては、介護保険料やサービス利用料といった経済的負担を考慮して低所得者対策を推進していくことが望まれています。

低所得者対策については、今後、利用者の経済的な負担を十分に考慮しながら検討していきます。

【施策の方向性】

○介護保険料の低所得者対策の推進

【具体的事業の方向性】

施策等	方向性
保険料の多段階化の実施	低所得者対策の一環として、保険料段階の多段階化を行いました。これは、従来の6段階から8段階となり、保険料基準額の抑制の効果があります。
介護保険料の減免措置	一定の条件に該当する方の保険料の減免を継続し、保険料の負担を軽減していきます。
在宅介護利用者負担額助成事業	在宅介護利用者負担額助成事業を継続し利用料の負担を軽減していきます。

3－6 高齢者虐待防止対策の充実

高齢者が急速に増える中、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が予測され、養護者の介護疲れや認知症の言動による混乱など高齢者虐待の大きな要因である介護負担が増加することが考えられます。

このため、高齢者虐待の防止や早期発見に資するため、介護や認知症に関する知識の普及や介護負担の軽減を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 高齢者虐待に関する意識啓発
- 高齢者虐待防止ネットワークの構築

施策等	方向性
高齢者虐待に関する意識啓発	高齢者虐待に関する普及啓発、養護者支援を行い高齢者虐待の発生を予防に努めます。
高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者虐待の発生予防、早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域住民や関係機関等と連携を図り、支援するネットワークの構築を進めます。 そのために、相談窓口の周知、対応マニュアル等の作成に取り組みます。

4. 安全で安心なまちづくり

4－1 生活環境の整備

高齢者をはじめとするだれもが安心して生活を送るためにも、生活環境の整備は非常に重要となります。新設される公共施設等のバリアフリー化を推進することや、住環境の整備は高齢者に安全で安心なまちづくりの根幹をなすものであり、これらの施策を推進していかなければなりません。

また、東海地震による地域防災対策強化地域の指定に伴い、災害弱者への対策を推進していくことも急務とされています。

【施策の方向性】

- バリアフリーのまちづくりの推進
- 災害時等の対策の充実

施策等	方向性
バリアフリーのまちづくりの推進	公共施設等において、段差の解消やスロープ・手すりの取り付けなどのバリアフリー化を進めていきます。
災害時の高齢者支援対策の強化	民生委員による災害弱者の把握調査を実施する等、対策の強化に努めます。
住宅用火災警報器設置事業	住宅用火災警報器設置事業を継続し、ひとり暮らしの高齢者を火災から守ります。

4-2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が地域で安心して生活を送れるよう、地域福祉の視点に基づく、意識啓発を充実し、地域における住民同士の支え合いや見守りを大切にする福祉コミュニティの形成を図ります。

身近な地域の中で保健・医療・福祉に関する総合的な情報提供や相談及び必要なサービスが受けられるよう、地域包括支援センターを高齢者の在宅生活を支援する拠点として、地域の関係機関や地域住民と連携し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントに努め、地域における連携、協働の体制づくりやネットワークの活用を図ります。

【施策の方向性】

- 地域の様々な主体のネットワークの構築
- 地域で高齢者を支える地域福祉の推進

施策等	方向性
地域包括ケアネットワークの構築	地域包括ケアを進めるため、地域のあらゆる関係機関と連携をとり、システムづくりに努めます。
高齢者の見守りネットワークの構築	地域住民、ボランティア、地域包括支援センター、行政、企業などと連携し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯をはじめとする高齢者を地域全体で見守るネットワークを構築します。
地域福祉の推進	地域住民同士で支え合い、見守りを行う地域福祉の意識啓発を推進します。

○実施事業一覧

本町においては、介護保険サービスのほかに、高齢者に対する各種保健福祉サービスを実施していきます。

		要介護認定者		地域支援事業 対象者	生活支援者	自立高齢者
		要介護者（要介護１～５）	要支援者（要支援１・２）			
介護 保 険 事 業	施設サービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 （老人保健施設） 介護療養型医療施設 （療養型病床群等）				
	地域密着型 サービス	認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護				
	介護給付	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 居宅介護支援 住宅改修費				
	居宅サービス 密着型サービス		<介護予防> 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護			
	予防給付		<介護予防> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防支援 住宅改修費			
	（地域支援事業） （介護予防事業）	配食サービス事業				
			高齢者健康保持対策事業			
				特定高齢者 把握事業		

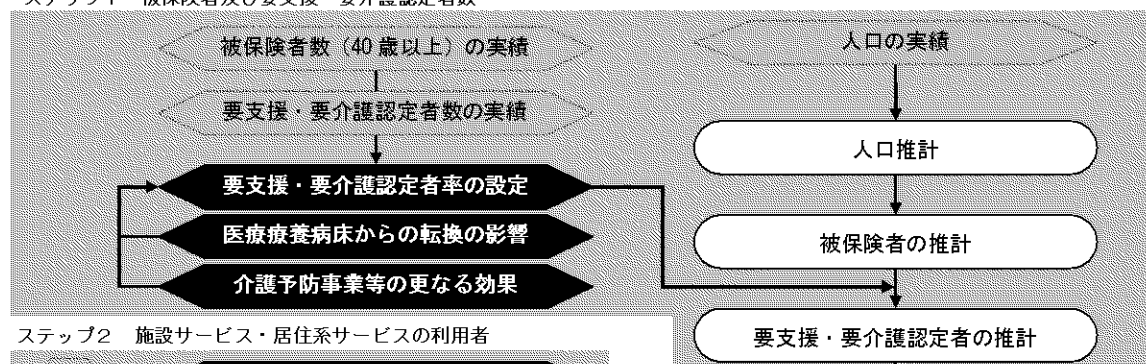
		要介護認定者		地域支援事業 対象者	生活支援者	自立高齢者
		要介護者（要介護１～５）	要支援者（要支援１・２）			
保健福祉事業（介護保険対象外事業）	保健サービス	健康手帳の交付 健康教育 健康相談 健康診査 訪問指導				
	生活支援事業					高齢者軽度生活援助事業 生きがい活動支援通所事業
		寝具洗濯乾燥サービス 緊急通報装置設置事業 タクシー料金助成事業 徘徊高齢者家族支援サービス事業 温水プール利用料金助成事業 住宅用火災警報器設置事業				
		家族介護用品支給事業（要介護４・５）				
	生きがい活動支援事業	ボランティア活動支援 老人クラブ活動支援 シルバー人材センター				

第5章 計画の基本目標

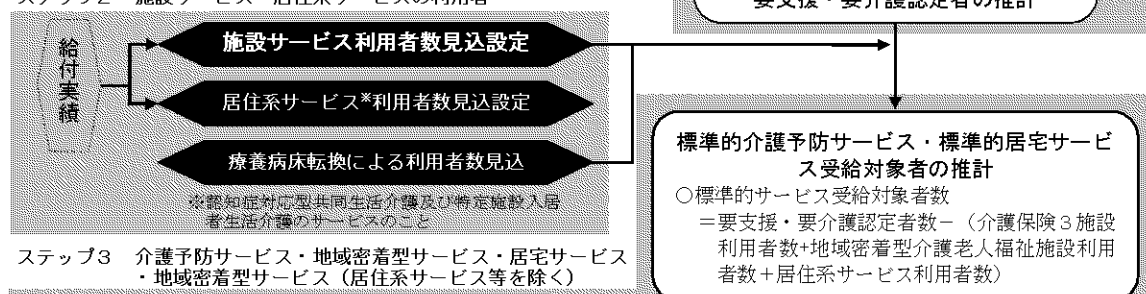
1. 介護給付等対象サービス見込み量推計の手順

第4期における介護保険制度に基づく各サービスの必要量及び給付費、保険料を以下の手順で推計しました。

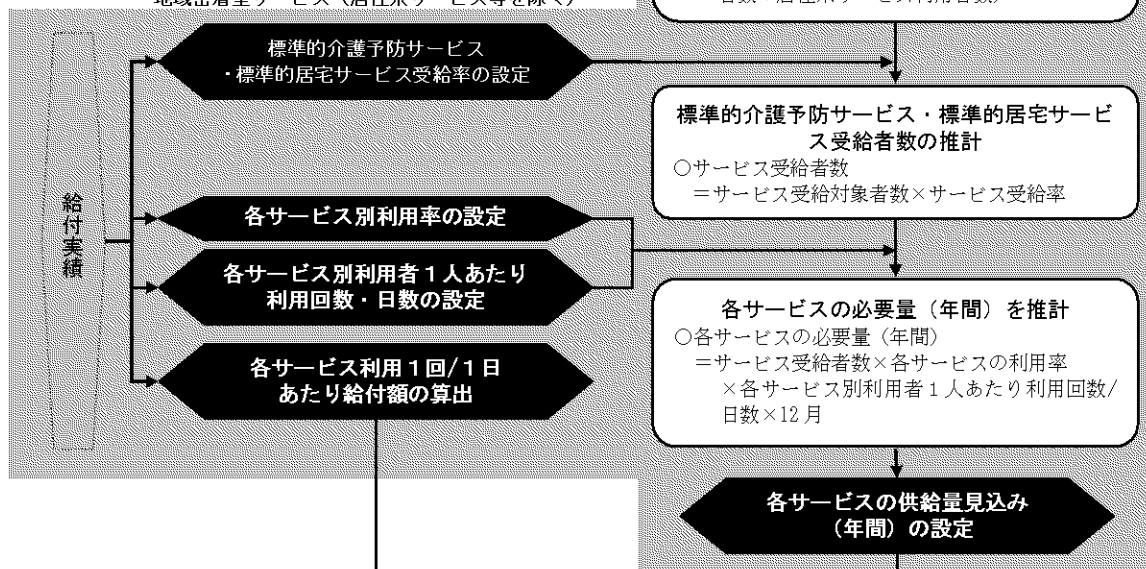
ステップ1 被保険者及び要支援・要介護認定者数



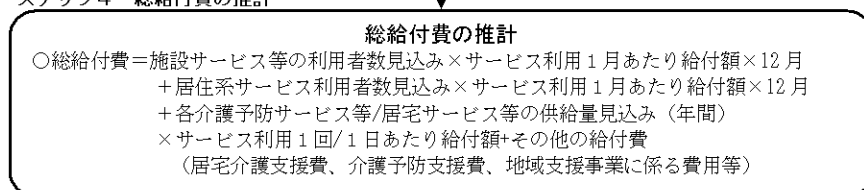
ステップ2 施設サービス・居住系サービスの利用者



ステップ3 介護予防サービス・地域密着型サービス・居宅サービス・地域密着型サービス（居住系サービスを除く）



ステップ4 総給付費の推計



介護給付費
準備基金
取り崩し

ステップ5 保険料の算出

第1号被保険者の保険料額を算出

2. 高齢者等の将来推計

2-1 人口推計

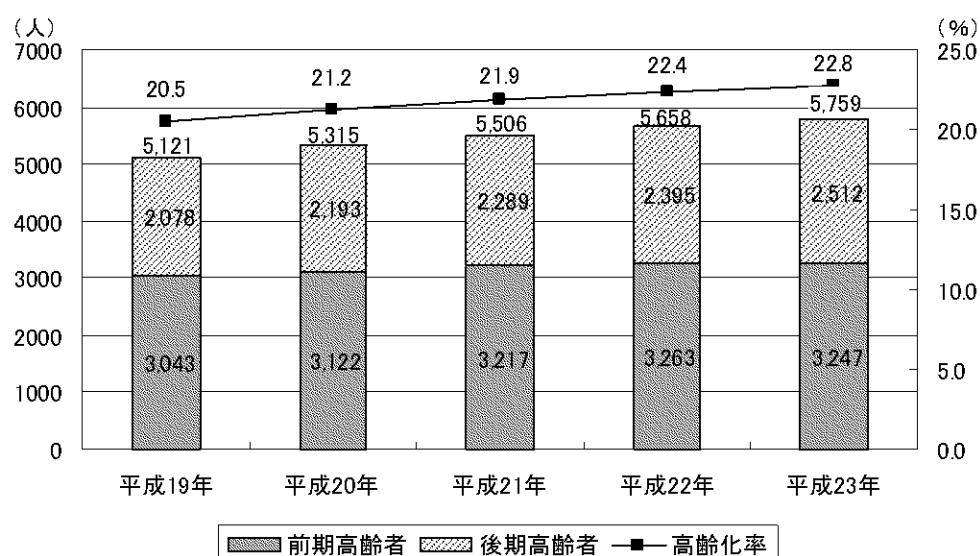
平成15年から平成19年の住民基本台帳の人口を基本として、コーホート変化率法により、人口を推計しました。目標年度となる平成23年には総人口は25,293人と推計されます。また、高齢者人口は5,759人、高齢化率は22.8%になると予測されます。

表：人口推計

(人)

	平成19年 (実績)	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	25,006	25,064	25,150	25,226	25,293
40-64歳	8,506	8,453	8,413	8,447	8,539
前期高齢者計	3,043	3,122	3,217	3,263	3,247
後期高齢者計	2,078	2,193	2,289	2,395	2,512
高齢者人口	5,121	5,315	5,506	5,658	5,759
高齢者率	20.5%	21.2%	21.9%	22.4%	22.8%

図：高齢者人口及び高齢化率の推計



2-2 要支援・要介護認定者数の推計

平成18年から平成19年の認定率をもとに、平成20年度から平成23年度までの認定率及び認定者数を推計しました。

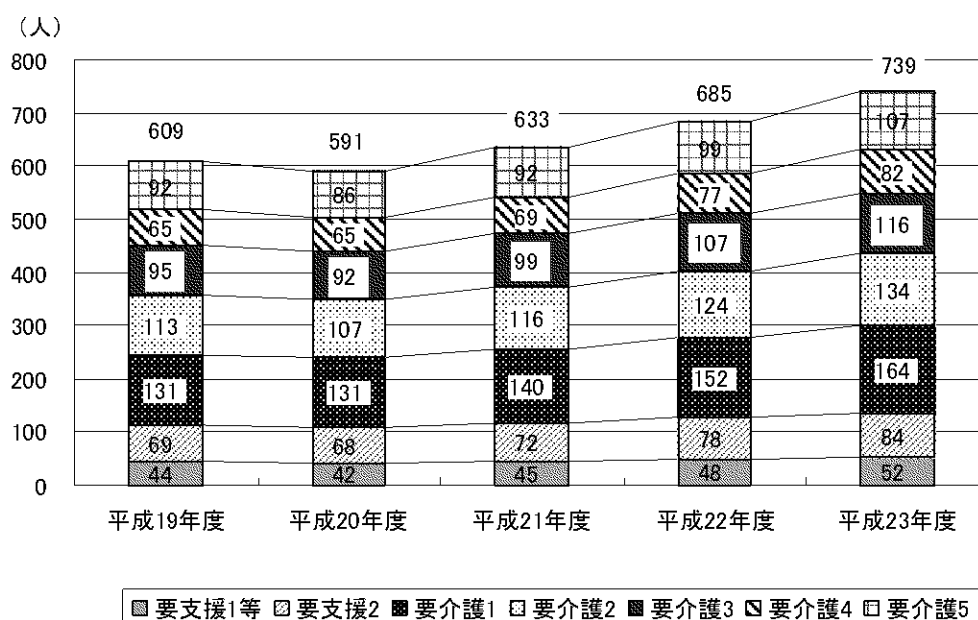
要支援・要介護認定者は平成23年度には739人、認定率は12.8%になると推計されます。

表：要支援・要介護認定者数の推計

(人)

	平成19年度 (実績)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護(支援) 認定者数	609	591	633	685	739
要支援1等	44	42	45	48	52
要支援2	69	68	72	78	84
要介護1	131	131	140	152	164
要介護2	113	107	116	124	134
要介護3	95	92	99	107	116
要介護4	65	65	69	77	82
要介護5	92	86	92	99	107
第1号 被保険者	5,121	5,315	5,506	5,658	5,759
認定率	11.9%	11.1%	11.5%	12.1%	12.8%

図：要支援・要介護認定者数の推計



2-3 サービス利用者数の推計

目標年度の平成 23 年度には、居宅サービス利用者が 497 人、施設サービス利用者が 128 人と推計しています。

表：サービス利用者数の推計

(人)

	平成 19 年度 (実績)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
標準的居宅サービス	366	347	371	371	386
認知症対応型 共同生活介護	19	18	27	36	54
特定施設入居者 生活介護	5	8	9	43	57
小計	390	373	407	450	497
介護老人福祉施設	68	68	69	71	72
介護老人保健施設	46	49	51	53	54
介護療養型医療施設	6	3	2	2	2
小計	120	120	122	126	128
受給者	510	493	529	576	625
要介護認定者 に対する割合	83.74%	83.42%	83.57%	84.09%	84.57%
要介護認定者	609	591	633	685	739

3. サービス必要量の推計

3-1 居宅サービス必要量の推計

平成21年度から平成23年度における各サービスの年間必要量を推計しました。

サービス必要量（年間）算出方法

サービス受給者×各サービスの利用率×各サービス別利用者1人あたり利用回数・日数×12月

表：居宅サービス必要量の推計

	平成19年度 (実績)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①訪問介護 (回)	12,465	10,504	10,982	9,789	10,007
②訪問入浴介護 (回)	1,251	1,100	1,112	1,248	1,337
③訪問看護 (回)	3,027	2,376	2,848	3,420	3,369
④訪問リハビリテーション (日)	445	544	527	693	682
⑤居宅療養管理指導 (人)	1,195	1,124	1,210	1,150	1,311
⑥通所介護 (回)	20,356	22,352	22,801	22,091	22,923
⑦通所リハビリテーション (回)	7,085	4,296	4,193	6,016	6,163
⑧短期入所生活介護 (日)	9,737	8,664	8,139	9,117	9,032
⑨短期入所療養介護 (日)	1,833	2,692	2,151	2,408	2,346
⑩特定施設入居者生活介護 (人)	53	96	96	504	672
⑪福祉用具貸与 (人)	1,855	1,664	1,674	1,703	1,702
⑫特定福祉用具販売 (人)	46	60	48	48	48

3-2 地域密着型サービス必要量の推計

表：地域密着型サービス必要量の推計

	平成19年度 (実績)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	0	0	0
②認知症対応型通所介護 (回)	1,331	2,260	2,296	2,749	2,767
③小規模多機能型居宅 介護 (人)	0	0	0	288	288
④認知症対応型共同 生活介護 (人)	209	192	312	420	636
⑤地域密着型特定施設 入居者生活介護 (人)	0	0	0	0	0
⑥地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	0	0	0

3-3 介護予防サービス必要量の推計

表：介護予防サービス必要量の推計

	平成19年度 (実績)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①介護予防訪問介護 (回)	200	192	253	325	350
②介護予防訪問入浴介護 (回)	0	0	0	0	0
③介護予防訪問看護 (回)	88	4	88	130	140
④介護予防訪問リハビリ テーション (日)	91	100	153	165	178
⑤介護予防居宅療養管理 指導 (人)	30	12	13	14	15
⑥介護予防通所介護 (回)	321	404	279	354	382
⑦介護予防通所リハビリ テーション (回)	53	104	113	123	132
⑧介護予防短期入所生活 介護 (日)	106	220	173	187	202
⑨介護予防短期入所療養 介護 (日)	0	0	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居 者生活介護 (人)	0	12	12	12	12
⑪介護予防福祉用具貸与 (人)	95	192	190	205	221
⑫特定介護予防福祉用具 販売 (人)	48	12	12	13	14

3-4 地域密着型介護予防サービス必要量の推計

表：地域密着型介護予防サービス必要量の推計

	平成19年度 (実績)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①介護予防認知症対応型 通所介護 (回)	0	0	72	144	144
②介護予防小規模多機能 型居宅介護 (人)	0	0	0	6	12
③介護予防認知症対応型 共同生活介護 (人)	0	0	6	12	12

3-5 標準給付費及び地域支援事業費の推計

介護給付及び予防給付の総費用を以下の表のように見込みます。

表：総費用推計

(円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス総費用	429,418,348	436,094,386	549,443,627	586,275,336
施設サービス総費用	360,664,056	376,127,690	388,778,114	396,053,622
地域密着型サービス	63,970,848	94,573,777	165,241,417	220,032,192
住宅改修	5,252,916	5,410,503	5,410,503	5,410,503
居宅介護支援	39,425,320	39,952,623	41,800,332	42,787,144
①介護給付費計	898,731,488	952,158,979	1,150,673,993	1,250,558,797
介護予防サービス	27,251,268	30,876,119	37,871,390	40,648,743
地域密着型介護予防 サービス	0	1,928,664	4,306,183	4,755,037
住宅改修	1,151,100	968,987	968,987	968,987
介護予防支援	3,152,000	3,837,018	4,173,076	4,509,134
②予防給付費計	33,096,307	37,610,788	47,319,636	50,881,901
③サービス総費用 (①+②)	931,827,795	989,769,767	1,197,993,629	1,301,440,698

※端数処理の関係で計は一致しない場合があります。

平成 21 年度から 3 年間の標準給付費を以下のように見込みます。

表：標準給付費推計

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総給付費 (円)	989,769,767	1,197,993,629	1,301,440,698
特定入所者介護サービス費等 給付額 (円)	31,219,451	32,156,035	33,120,716
高額介護サービス費等給付額 (円)	9,485,972	9,770,551	10,063,667
算定対象審査支払手数料 (円)	1,462,400	1,506,240	1,551,440
審査支払手数料支払件数 (件)	18,280	18,828	19,393
標準給付費見込額 (円)	1,031,937,590	1,241,426,455	1,346,176,521

平成 21 年度から 3 年間の地域支援事業費は保険給付費（総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額と高額介護サービス費等給付費の計）の 3 % を上限と定められており、以下のように見込みます。

表：地域支援事業費推計

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業費 (円)	30,914,255	37,197,606	40,338,752
保険給付費見込額に対する 割合	3.0%	3.0%	3.0%

3-6 保険料の算出

介護サービスの総事業費の内、65歳以上の高齢者負担分を求め、算出された費用額を平成21年度から平成23年度の3年間の高齢者数で割り、保険料を算出します。

次に所得段階別の保険者数を示します。

所得段階については、新たな軽減策を講じるとともに、負担能力に応じた段階を設定する多段階化を図り、8段階とします。

所得段階別の人数については、平成19年度の実績を基本として、平成21年度から平成23年度までの人数を推計しました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階被保険者数	12人	12人	12人
第2段階被保険者数	437人	449人	457人
第3段階被保険者数	333人	342人	348人
第4段階被保険者数	2,300人	2,364人	2,407人
「公的年金等収入+合計所得金額≤80万円」見込み数	1,391人	1,430人	1,456人
上記を除く見込み数	909人	934人	951人
第5段階被保険者数	577人	593人	603人
第6段階被保険者数	822人	845人	860人
第7段階被保険者数	777人	798人	813人
第8段階被保険者数	248人	255人	259人
合 計	5,506人	5,658人	5,759人

前述のように推計された人数を踏まえ、算定した保険料（月額）は以下のようになります。

(円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
総給付費	989,769,767	1,197,993,629	1,301,440,698	3,489,204,094
特定入所者介護サービス費等給付額	31,219,451	32,156,035	33,120,716	96,496,202
高額介護サービス費等給付額	9,485,972	9,770,551	10,063,667	29,320,190
算定対象審査支払手数料	1,462,400	1,506,240	1,551,440	4,520,080
標準給付費見込額	1,031,937,590	1,241,426,455	1,346,176,521	3,619,540,566

①第 1 号被保険者負担分相当額

$$\begin{array}{l}
 \left(\begin{array}{l} \text{平成 21 年度から平成 23 年度の標準給付費見込み額の総額} \\ 3,619,540,566 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成 21 年度から平成 23 年度地域支援事業費の総額} \\ 108,450,613 \text{ 円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{第 1 号被保険者負担率} \\ 20\% \end{array} \\
 \text{各年度の総給付費、特定入所者介護サービス等給付費、高額介護サービス費等給付費の合計の 3\% を上限とする} \\
 = \begin{array}{l} \text{第 1 号被保険者負担分相当額} \\ 745,598,236 \text{ 円} \end{array}
 \end{array}$$

②保険料収納必要額

$$\begin{array}{rcl}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者} \\ \text{負担分相当額} \\ \hline 745,598,236 \text{ 円} \\ \hline \end{array} & + & \begin{array}{|c|} \hline \text{調整交付金相当額} \\ \hline 180,977,028 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \\
 & & \text{標準給付費見込額の5\%} \\
 & - & \begin{array}{|c|} \hline \text{調整交付金見込額} \\ \hline 41,624,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \\
 & & \text{標準給付費見込額の1.15\%} \\
 \\
 - & & \begin{array}{|c|} \hline \text{準備基金取崩額} \\ \hline 125,000,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 = & & \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料収納必要額} \\ \hline 759,951,264 \text{ 円} \\ \hline \end{array}
 \end{array}$$

③保険料基準額

$$\begin{array}{rcl}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料収納必要額} \\ \hline 759,951,264 \text{ 円} \\ \hline \end{array} & \div & \begin{array}{|c|} \hline \text{予定保険料収納率} \\ \hline 98\% \\ \hline \end{array} \\
 & & \div \begin{array}{|c|} \hline \text{所得段階別加入割合} \\ \text{補正後被保険者数} \\ \hline 17,790 \text{ 人} \\ \hline \end{array} \\
 & & \text{所得段階被保険者数に各所得段階の係数を乗じて算出した被保険者数の計} \\
 \\
 = & & \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料（年額）} \\ \hline 43,590 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料（年額）} \\ \hline 43,590 \text{ 円} \\ \hline \end{array} & \div & \begin{array}{|c|} \hline 12 \text{ か月} \\ \hline \end{array} \\
 & = & \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料（月額）} \\ \hline 3,633 \text{ 円} \\ \hline \end{array}
 \end{array}$$

保険料基準額は以上のように算出されますが、本町では、準備基金を取り崩すことから円未満を切り上げ、安全率を考慮し、以下のように設定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{第4期保険料基準額（月額）} \\ \hline 3,650 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

この保険料基準額に基づき、各段階の保険料を以下の金額にさせていただきます。

保険料 段 階	基準額 (円)	段階 係数	年額 (円)	区分
第 1 段階	3,650	0.50	21,900	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人
第 2 段階		0.50	21,900	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋年金収入の合計額 80 万円以下の人
第 3 段階		0.75	32,850	・世帯全員が住民税非課税で、第 2 段階以外の人
第 4 段階 (軽減措置)		0.83	36,354	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人非課税の人、ただし前年の合計所得金額＋年金収入の合計額 80 万円以下の人
第 4 段階		1.00	43,800	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人非課税の人
第 5 段階		1.08	47,304	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の人
第 6 段階		1.25	54,750	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人
第 7 段階		1.50	65,700	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人
第 8 段階		1.75	76,650	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上の人

※納付する保険料（年額）は、10 円未満を切り捨てた額です。

資料編

阿久比町介護保険事業計画・老人保健福祉計画

策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 阿久比町における介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）及び新たな高齢者福祉計画（以下「保健福祉計画」という。）の策定にあたり、地域の関係者等の意見を反映させるために必要な協議を行う機関として、阿久比町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 事業計画及び保健福祉計画の策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) 介護サービスの必要量の見込み、確保策、事業者間の連携等、阿久比町が講ずる措置の他事業計画及び保健福祉計画に盛り込むべき事項に関すること。
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 保健医療の代表者
- (3) 医療関係の代表者
- (4) 福祉の代表者
- (5) サービス提供事業者の代表
- (6) 被保険者の代表者
- (7) 町の職員

2 委員は、当該計画の策定が終了したときに、解職される。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(専門部会の設置)

第5条 策定委員会に専門的事項を調査するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、町職員及び社会福祉協議会の職員とする。

(運営)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、民生部保険課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月26日から施行する。

阿久比町介護保険事業計画・老人保健福祉計画

策定委員会 委員名簿

NO	区 分	氏 名	所 属	
1	知識経験を有する者	伊藤 紋次	知多福祉相談センター 地域福祉課長	
2	保健医療の代表者	澁谷 いづみ	半田保健所長	
3	医療関係の代表者	高津 暢尚	知多郡医師会 理事	
4	福祉の代表者	梅川 圭司	民生委員・児童委員 協議会 会長	会長
5	福祉の代表者	皆川 徳成	社会福祉協議会会長	副会長
6	サービス提供事業者 の代表	小篠 築	メディコ阿久比 施設長	
7	被保険者の代表	新美 秀夫	第1号被保険者 (公募)	
8	被保険者の代表	瀬瀬 信子	第1号被保険者 (公募)	
9	被保険者の代表	山本 恵美子	第2号被保険者 (公募)	
10	町職員	新美 純房	民生部長	

第4期阿久比町高齢者保健福祉計画
(老人保健福祉計画・介護保険事業計画)

阿久比町
民生部保険課

〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町卯坂殿越50

TEL 0569-48-1111 (代表)

FAX 0569-48-0229

Eメール kaigo@town.agui.lg.jp
